

滑川町太陽光発電設備の設置及び管理等に関する条例施行規則

(趣旨)

第1条 この規則は、滑川町太陽光発電設備の設置及び管理等に関する条例（令和4年条例第2号。以下「条例」という。）の規定に基づき、条例の施行に関し必要な事項を定めるものとする。

(用語の定義)

第2条 この規則において使用する用語の定義は、条例で使用する用語の例による。

(地域住民等の範囲)

第3条 条例第3条第6号に規定する地域住民等の範囲は、次の各号に掲げるものとする。

- (1) 太陽光発電事業に係る事業区域に隣接する土地並びにその土地に在する建築物の所有者、管理者及び占有者、近隣の区域を含む自治会の代表者
- (2) 太陽光発電事業に伴って生活環境に一定の影響を受けるおそれのあるもの
- (3) 前各号に掲げるもののほか町長が認めるもの

(配慮すべき事項)

第4条 条例第5条に規定する災害の防止及び生活環境、景観その他自然環境に配慮する事項は、次に掲げるものとする。

- (1) 災害の防止
 - ア 土地の形質の変更が、必要最小限度であること。
 - イ 事業区域やその周辺への雨水流出を抑制し、生活環境への被害などの軽減を図る対策（調整池、地下浸透施設等の設置）をとること。
 - ウ 土砂の流出を防止する対策（溝、土留め等の設置）をとること。
 - エ 急傾斜地への設置は、災害防止の観点から避けること。
- (2) 環境への配慮
 - ア 住宅地に近接する場所に発電施設を設置する場合は、圧迫感、騒音、熱及び光の反射等に配慮し、敷地境界から発電施設を後退させ、植栽を設けて遮蔽する等の対策を行うこと。

イ 道路に接する場所に発電設備を設置する場合は、見通しの妨げにならないようにするとともに、生活で使用する自動車や防災上の観点から通行する車両に支障がないよう、境界から後退させるなどの措置を講じ、植栽を設けて遮蔽する等の対策をとること。

ウ 周辺環境への影響を考慮し、除草剤、殺虫剤及びその他の薬品は、原則使用しないよう努めること。

エ 近隣の農地の日照、通風等を阻害し、耕作に支障を及ぼすことがないように十分配慮すること。

オ 工事の際は、建設機械の使用、車両の通行等に伴う砂、ほこり等の飛散、大気汚染、水質汚濁及び騒音の防止について対策をとること。

カ 事故等が発生し、公衆に危害を及ぼした場合は、速やかにその原因を調査し、再発防止の措置を講ずること。

キ 事業に伴い木竹の伐採を行ったときは、伐採した木竹及び除去した木竹の根等は関係法令に従い処分すること。

(3) 景観への配慮

ア 構造物の最上部をできるだけ低くし、周囲の景観から突出しないよう配慮すること。

イ 発電設備の色彩は、黒色や濃紺等の周辺の景色と調和する低明度かつ低彩度のものを使用すること。

ウ 太陽光パネルを低反射のものにし、又は傾きを調整する等反射光の対策を講ずること。

エ 使用する色数を少なくするよう努めること。

オ 尾根の線上、高台への発電施設の設置は避けること。

カ 隣地境界の立木は極力残し、伐採する場合は隣地境界周辺に植栽を行い、発電施設を外部から直接見えにくくすること。

2 事業者は、事業区域に山林（登記事項証明書における地目が山林である土地又は現況が山林である土地をいう。以下同じ。）が含まれる場合は、条例第9条に規定する自然環境又は景観への影響を緩和するために次に掲げる措置を講じなければならない。

(1) 事業区域が0.1ヘクタール以上のときは、太陽光発電事業の計画

の立案に当たって、生態系の状況及び太陽光発電設備の設置が動植物（陸生及び水生の動植物をいう。以下同じ。）に与える影響を把握するため、別に定める基準により専門的な知見を持つ者による調査（以下「自然環境調査」という。）を行い、当該自然環境調査の結果及び動植物の保全計画を町長に報告すること。

(2) 事業区域内の山林のうち、原則として25パーセント以上を現況のまま保全すること。

(3) 太陽光発電設備が周辺の道路等の公共空間及び近接する住宅の敷地から見えないよう、周辺の景観と調和した植栽等を設置すること。

(抑制区域)

第5条 条例第8条に規定する規則で定める抑制区域は、滑川町全域及び別表第1とする。

2 町長は、必要があると認めるときは、抑制区域を変更することができる。

3 町長は、条例第8条の規定により抑制区域を指定したとき又は前項の規定により抑制区域を変更したときは、その旨を告示するものとする。

(関係法令等に関する手続き)

第6条 事業者は、条例第10条第1項の規定による事前協議を行う前までに、事業の実施に必要となる法令及び他の条例（以下「関係法令等」という。）を調査し、関係法令等に定める手続きの有無及び許認可の見込みについて、関係法令等（確認状況・手続結果）報告書（様式第1号）に次に掲げる書類を添付して、町長に報告しなければならない。

(1) 関係法令等の許可等の写し

(2) その他町長が必要と認めたもの

(事前協議の手続)

第7条 条例第10条第1項の規定による事前協議を行おうとする者は、事前協議書（様式第2号）及び事業計画書（当初）（様式第3号）を町長に提出しなければならない。

2 前項に規定する事前協議書（様式第2号）には、別表第2に掲げる書類を添付しなければならない。ただし、当該事前協議に係る事業計画に応じて、その必要がないと認められるときは、これらの書類又は当該書

類に明示すべき事項の一部を省略することができる。

3 条例第10条第1項の規定による協議は、設計者の資格に関する申告書（様式第4号）を提出し、次の資格を有するものが行わなければならない。

(1) 都市計画法施行規則（昭和44年建設省令第49号）第19条第1号イからトまでの規定のいずれかに該当する者

(2) 町長が前号の規定に掲げる者と同等以上の知識及び経験を有すると認めたもの。

（準拠する技術基準等）

第8条 事業の技術基準は、電気事業法（昭和39年法律第170号）、再生可能エネルギー電気の利用の促進に関する特別措置法（平成23年法律第108号）等の国の関係法令及び条例並びに都市計画法に基づく滑川町開発許可等の審査基準及び埼玉県林地開発許可事務取扱要領に準拠しなければならない。

2 第7条第2項に規定する、事前協議書（様式第2号）に添付する各種計画図等及び設計図等には、設計者の氏名及び所属を表題欄に明記するものとする。

（公開）

第9条 条例第10条第3項、第11条第2項、第5項及び第13条第6項に規定する事業者から提出された資料等の公開は、町ホームページで行うものとする。

（説明会等の開催）

第10条 条例第11条第1項に規定する説明事項は、次の各号に掲げるものとし、書面にて配布しなければならない。また、条例第11条第2項に規定する通知等を行う場合は、あらかじめ、説明会等実施予定報告書（様式第5号）を町長に提出しなければならない。

(1) 事業の趣旨と事業計画の内容

(2) 工事中の騒音及び振動についての対策

(3) 土砂、資材、廃材等の搬出入を含む管理方法

(4) 環境の保全、安全対策と防災等の措置

(5) 維持管理の方法と非常時の対応

- (6) 発電事業終了時の撤去・廃棄の方法
 - (7) 境界の説明
 - (8) 各号に掲げるもののほか、町長が必要と認める事項
- 2 条例第11条第4項の規定による報告は、説明会等結果報告書（様式第6号）に次に掲げる書類を添付して、これを町長に提出して行われなければならない。
- (1) 周知を行った地域の範囲及び住民等を示した書類等
 - (2) 周知に使用し、又は配布した資料及び説明事項
 - (3) 地域住民等からの意見と事業者の対応方針及びその回答
 - (4) 説明会を開催した場合にあっては、前各号に掲げるもののほか、次に掲げるもの
 - ア 説明会を開催した状況を確認することができる写真等
 - イ 説明会に出席した者の名簿の写し
 - (5) 地域住民等と協定を締結した場合は、その写し
 - (6) 前各号に掲げるもののほか、町長が必要と認める書類（協定の締結）

第11条 条例第12条第1項の太陽光発電設備の運用並びに災害時及び廃止後の措置に関する協定においては、次に掲げる事項について定めるものとする。

- (1) 太陽光発電設備の維持及び管理に関する事項
- (2) 環境の保全及び公害の防止に関する事項
- (3) 太陽光発電設備の災害時及び廃止後の措置に関する事項
- (4) その他町長が必要と認める事項（事業計画の届出）

第12条 条例第13条第1項の規定による届出は、事業計画届出書（様式第7号）に次に掲げる書類を添付して行わなければならない。

- (1) 別表第2に掲げる書類
- (2) 関係法令等（確認状況・手続結果）報告書（様式第1号）
- (3) 事業計画書（当初）（様式第3号）
- (4) 説明会等結果報告書（様式第6号）及び報告書に添付した書類
- (5) 土地所有者等の承諾書（様式第8号）

- (6) 前各号に掲げるもののほか、町長が必要と認める書類
(事業の変更)

第13条 条例第13条第3項又は第4項の規定による届出は、事業計画変更届出書(様式第9号)に次に掲げる書類を添付して行われなければならない。

- (1) 変更内容の説明資料
(2) 事業計画書(変更)(様式第3号)
(3) 変更設計図等
(4) 前各号に掲げるもののほか、町長が必要と認める書類
(届出を要しない軽微な変更)

第14条 条例第13条第3項又は第4項の規則で定める軽微な変更は、次に掲げるものとする。

- (1) 条例第13条第2項第2号に掲げる事項の変更のうち、同条第1項の規定による届出に係る設置工事の着手日を当該着手予定日とされた日より後の日にする変更
(2) 条例第13条第2項第3号に掲げる事項の変更のうち、事業区域の面積を変更する行為であつて、当該行為により増減する事業区域の面積が変更前の事業区域の面積の10分の1以下であるもの。ただし、面積等の変更により他法令等による許可等が必要な場合を除く。
(3) 条例第13条第2項第4号に掲げる事項の変更のうち、工作物の構造耐力上主要な部分以外の部分(太陽電池モジュールに係るものを除く。)の材料又は構造の変更
(標識の設置)

第15条 条例第14条の規定による標識の設置及び標識の掲示内容は、標識(様式第10号)により行うものとする。標識は、火災や土砂流出等の災害が発生した場合又は周辺に緊急事態が発生した場合等、事業者が連絡が取れるよう、発電事業の名称、事業場所の住所、発電出力、事業者の名称及び連絡先、その他必要な事項を記載した標識を敷地内の見やすい場所に設置すること。また、標識を設置及び変更した場合は、次に掲げる書類を添して、7日以内に標識(設置・掲示内容変更)届出書(様式第11号)により届け出るものとする。

- (1) 位置図
- (2) 標識の設置、掲示内容変更を証する写真
(工事(完了・中止)の届出)

第16条 条例第15条第1項の規定による届出は、工事(完了・中止)届出書(様式第12号)及び工事(完了・中止)検査申請書(様式第13号)を町長に提出して行わなければならない。

2 工事を途中で中止する場合で設備がすでに設置されている場合においては、条例第17条に従い適切な措置及び届出を行わなければならない。

3 条例第15条第2項の規定による通知は、工事(完了・中止)検査済通知書(様式第14号)により行うものとする。

(廃止の届出)

第17条 条例第16条第1項の規定による届出は、事業廃止届出書(様式第15号)を町長に提出して行われなければならない。

2 条例第16条第3項の規定による届出は、事業廃止完了届出書(様式第16号)を町長に提出して行わなければならない。

(地位の承継)

第18条 条例第17条に規定する届出は、地位承継届出書(様式第17号)により行わなければならない。

(維持管理)

第19条 条例第19条に規定する適正な維持管理とは、次に掲げるものをいう。

(1) 安全確保対策

ア 自然災害や事故、機器の故障等が発生した場合、速やかに対応できるよう緊急対応マニュアル等を作成すること。

イ 通学路等の周辺に発電施設を設置する場合は、特に児童等の安全確保に十分配慮した対策をとること。

(2) 保守点検

ア 事業区域の定期的な保守点検、除草及び清掃を行うこと。

イ 発電施設の設置により周辺環境への影響が認められた場合(事業区域からの雨水等の流出、発電施設からの騒音、振動、パネルの反射光等)は、速やかに改善措置を講ずること。

ウ 調整池、地下浸透施設等が正常に機能するよう維持管理をすること。

(3) 非常時の対応

ア 災害その他の事由により発電施設、若しくは災害防止施設等（溝、土留め等）が破損したときは、設置者は被害を最小限にとどめ、速やかに復旧又は撤去を行うこと。

イ 豪雨の発生や台風の接近等の際しては、発電施設の敷地から土砂等の流出が発生していないか現地確認に努め、土砂等が流出した場合は速やかに撤去すること。

(身分証明書)

第20条 条例第21条第2項に規定する身分を示す証明書は、身分証明書（様式第18号）によるものとする。

(指導、助言及び勧告)

第21条 条例第22条第1項に規定する指導又は助言は、指導・助言通知書（様式第19号）によるものとする。

2 条例第22条第2項に規定する勧告は、改善勧告書（様式第20号）によるものとする。

3 条例第22条第3項に規定する報告は、改善報告書（様式第21号）により行わなければならない。

(公表)

第22条 条例第23条第1項に規定する公表は、滑川町公告式条例（昭和29年条例第21号）に定める掲示場その他町長が適当と認める方法により行うものとする。

2 条例第23条第2項に規定する通知は、弁明の機会の付与通知書（様式第22号）により行うものとする。

3 条例第23条第2項の規定による意見を述べる機会は、公表に関する弁明書（様式第23号）により行なわなければならない。

(委任)

第23条 この規則に定めるもののほか、必要な事項は、町長が別に定める。

附 則

この規則は、令和4年4月1日から施行する。

附 則

この規則は、令和 7 年 4 月 1 日から施行する。